

# 札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業 補助金交付要綱

平成 30 年 6 月 4 日 経済観光局長決裁

最終改正 平成 31 年 3 月 20 日

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、観光消費額が大きい富裕層誘致の取組と連動して、既存の市内宿泊施設の富裕層受入に資する増改築等に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し、必要な事項を定める。

なお、本事業において、富裕層とは、旅行時に一人あたり 1 泊 5 万円程度の客室への宿泊や国際線のビジネスクラスを使用する客層を想定している。

## (補助対象者)

第 2 条 補助金交付の対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、札幌市内で旅館業法（昭和 23 年 7 月 12 日法律第 138 号）の規定に基づく旅館・ホテル営業を営み、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 札幌市税を滞納していないこと。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類する営業を行う者でないこと。
- (3) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員、その他これらに準ずる者ではないこと。

## (補助対象施設)

第 3 条 補助金交付の対象となる宿泊施設（以下「補助対象施設」という。）は、札幌市内に所在する宿泊施設のうち、旅館業法（昭和 23 年 7 月 12 日法律第 138 号）の規定に基づく旅館・ホテル営業を営み、且つ、補助申請日時点において 1 年以上の営業実績がある施設とする。

2 補助対象施設及びその敷地が建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定に適合しているものであること。

## (補助対象事業)

第 4 条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、

補助対象施設に対し、富裕層受入を目的として実施する次の各号に掲げる事業とする。なお、(2)及び(3)については、(1)の事業を実施した者のみを補助の対象とする。

(1) 施設コンサルティング事業

本市が定める富裕層旅行に精通する専門家による施設増改築等に対する指導・助言を受けるもの

(2) ハード整備事業

前号(1)に基づき、**別表**の例示するもののほか、市長が認める施設の増改築等のハード面に係る整備を行うもの

(3) ソフト整備事業

前号(1)に基づき、**別表**の例示するもののほか、市長が認める従業員研修等のソフト面に係る整備を行うもの

(補助対象経費等)

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額等は、**別表**のとおりとする。ただし、補助対象経費からは、消費税及び地方消費税相当額を除く。

(交付申請及び決定)

第6条 補助金交付の申請をする者は、補助金交付申請書（**様式第1号**）及び**別紙1**に定める添付書類を提出しなければならない。なお、交付申請の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 市長は、前項の申請を受けた場合においては、当該申請に係る事項等の審査及び必要に応じて行う現地調査等を実施し、これを適正と認めたときは、補助金交付決定通知書（**様式第2号**）により交付決定を通知し、不適正と認めたときは補助金不交付決定通知書（**様式第3号**）により通知する。

3 補助金交付の申請期間は随時受付とする。4月から12月までの毎月5日（土日又は祝日法による休日に当たる場合はその翌営業日）までに受理した申請に対し、当該年度予算の範囲内において、前項に基づき交付又は不交付の決定を通知する。なお、予算額に達した時点でそれ以降の申請受付及び交付決定は行わないこととする。

### (交付条件)

第7条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業が補助金申請年度の2月末日までに完了すること。
- (2) 補助対象事業が、重複する他の補助制度の交付対象となっていないこと。
- (3) 第4条の各号に定める補助対象事業が補助対象施設において実施済又は実施中でないこと。
- (4) この要綱の規定に従うこと。

### (補助対象事業の変更等)

第8条 補助金交付の申請をした者は、補助対象事業の内容変更、中止又は廃止しようとする場合、すみやかに承認申請書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。なお、内容変更(補助対象経費に変更を伴わない軽微な変更を除く)の場合は、併せて変更点(事業計画、事業経費など)がわかる資料も添付すること。

- 2 市長は前項の規定により補助対象事業の内容変更、中止又は廃止の届け出があった場合は、その内容を審査し、これを承認したときは、承認通知書(様式第5号)により通知する。

### (交付取消)

第9条 市長は、第6条第2項に規定される補助金交付決定通知書により交付決定を通知した後に、次の各号のいずれかに該当する事実が判明した場合は、補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により補助金交付の取消を申請者に通知する。

- (1) 虚偽、その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不適切と認める事由が生じたとき。

### (実績報告等)

第10条 補助対象者は、補助対象事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は当該年度の3月15日(土日又は祝日法による休日に当たる場合はその翌営業日)のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- 2 第4条第2号に定めるハード整備事業の補助を受ける者は、前項の実績報告書とともに工事完了証明書（様式第8号）を提出すること。
- 3 補助対象事業完了年度の翌年度から起算して3年間は、当該年度内に状況報告書（様式第9号）を市長に提出すること。

#### （補助金の交付）

- 第11条 市長は、前条に定める実績報告書類の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に補助金確定通知書（様式第10号）により通知する。なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 補助対象者は、前項の補助金確定通知書を受けた日から起算して7日を経過する日までに、補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。
  - 3 補助金の交付は精算払いとし、市長は、前項の請求により補助金を交付する。

#### （補助金の返還）

- 第12条 補助対象者は、補助事業により効用の増加した不動産及びその従物等を、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付などに供してはならない。ただし、補助対象者等が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助対象事業実施後3年間を経過した場合、その他市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- 2 補助対象者は、補助対象事業実施後3年以内に補助金の対象となった宿泊施設等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 3 市長は、前項に規定する財産処分承認申請書を受けた場合において、天災等のやむを得ないと認められる場合を除き、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができ、補助金返還通知書（様式第13号）によって通知する。
  - 4 補助対象者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る補助金を市長に返還しなければならない。

### (財産及び情報の管理)

第13条 補助対象事業の実施により効用の増加した不動産及びその従物等については、補助対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって維持管理するとともに、補助対象施設の利用者が快適に利用できるようその適正管理を図ること。

2 補助金交付を受けた者は、補助金交付申請に係る提出資料の写し及び各種通知書類は、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

### (その他)

第14条 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。

第15条 市長は必要があると認めるときは、交付を受けた施設に対し、富裕層向け商談会への参加やその他観光行政への必要な協力を求めることができる。

第16条 市長は、本要綱に基づく事業の一部又は全部を委託することができる。

第17条 この要綱の実施に関するその他の必要事項は、経済観光局長が定める。

#### 附則

この要綱は、平成30年6月4日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成31年3月20日から適用する。

別表：補助対象経費、補助金の額等

補助対象事業	補助対象経費	補助要件	補助金の額等
(1)施設コンサルティング事業	札幌市が指定する富裕層旅行に精通する専門家による施設増改築等に対する相談料及び交通費等(宿泊費除く)	必ず札幌市から事業趣旨等についての事前説明を個別に受けるとともに別途指定する意向調書を提出の上、協議を行うこと	補助率：2 / 3 ※1施設あたり上限補助額：1,350千円
(2)ハード整備事業 (例：高級感を出すための間取り変更、壁紙貼り替え、調度品購入など。特別感を出すためのエントランス、フロア、レストラン等の専用化など。)	<p>ア 客室増改築 既存の客室を和モダン等のコンセプトに基づいて40㎡以上の高級感・特別感のあるものへ増改築する経費</p> <p>イ フロア増改築 既存の1フロア全体を増改築し、40㎡以上の高級感のある客室のみを有した富裕層専用フロアとするための経費</p> <p>ウ エントランス増改築 既存のエントランスを和モダン等のコンセプトに基づいて高級感・特別感のあるものへ増改築する経費 ※その他市長が認める富裕層受入環境整備に資するハード整備費用</p>	(1)施設コンサルティング事業を実施し、その結果に基づき、別紙2に示す富裕層受入のための既存施設の増改築であること	補助率：1 / 2 ※1施設あたり上限補助額： ア 客室増改築 5,000千円/件(1施設2件まで) イ フロア増改築 70,000千円/件(1施設1件まで) ウ エントランス増改築 10,000千円/件(1施設1件まで)
(3)ソフト整備事業 (例：富裕層対応のための従業員マインド研修や多言語対応タブレット導入など)	富裕層への対応サービス向上に資する従業員研修費用やICTサポートツール導入等に係る経費など	(1)施設コンサルティング事業を実施し、その結果に基づき、別紙2に示す富裕層受入のための従業員研修等であること	補助率：2 / 3 ※1施設あたり上限補助額：650千円

別紙 1 : 補助金交付申請書添付書類

補助対象事業	添付書類
(1) 施設コンサルティング事業	<p>ア 富裕層受入環境整備事業計画書 (様式第 14 号)</p> <p>イ 補助対象施設であることが確認できる書類 (旅館業許可書の写し等)</p> <p>ウ 補助対象施設の位置図</p> <p>エ 直近 2 年間の貸借対照表、損益計算書 (これらの書類がない場合は、最近 1 年間の事業内容の概要を記載した書類)</p> <p>オ 法人の場合は定款又は登記事項証明書 (全部事項)、個人の場合は住民票抄本</p> <p>カ 市税の納税証明書 (指名願 (直近のもの、札幌市内に事務所または事業所がある法人又は事業者に限る))</p> <p>キ 事業に要する経費及びその内訳が確認できる書類 (補助対象経費に係る見積書等)</p> <p>ク その他市長が必要と認める書類</p>
(2) ハード整備事業	<p>ア (1)施設コンサルティング事業の実施結果をまとめたもの</p> <p>イ ハード整備事業計画書 (様式第 15 号)</p> <p>ウ 事業に要する経費及びその内訳が確認できる書類 (補助対象経費に係る見積書等)</p> <p>エ 増改築内容がわかる平面図、パース図等</p> <p>オ その他市長が必要と認める書類</p>
(3) ソフト整備事業	<p>ア (1)施設コンサルティング事業の実施結果をまとめたもの</p> <p>イ ソフト整備事業計画書 (様式第 16 号)</p> <p>ウ その他市長が必要と認める書類</p>

## 別紙 2

第4条第1項別表に例示する補助要件は以下の通りとし、その他コンサルタントの助言や宿泊施設の方針等を勘案した上で、総合的に補助可否を判断する。

### 1 ハード整備事業

地域や施設ならではの個性を活かしたコンセプトに基づき、高級感・特別感を演出するための整備を行うものであり、原則、以下の全てを満たすことを条件とする。

- (1) 広さは 40 m<sup>2</sup>以上を確保すること
- (2) ベッドサイズをダブルサイズ以上とすること
- (3) 浴室とトイレは別に設けること
- (4) 客室は禁煙とすること
- (5) 館内動線は一般客と差別化されていること  
例) フロア・エントランス・エレベーターの専用化など

### 2 ソフト整備事業

単なるインバウンド対応ではなく、富裕層に対する個別のオーダーに応えるための幅広い知識習得のための研修や人材育成を補完するツール等の導入、専門家等とのネットワーク形成などに関わるものであり、以下に例示するものを想定する。

- (1) 従業員向けの富裕層接客研修
- (2) 「オーダーメイド」に即座に応えるためのサポートツール等導入
- (3) 日本・北海道らしさを体験できるメニュー作成
- (4) 富裕層にアプローチするためのコンソーシアム等への参加
- (5) 食の嗜好や禁忌等に対応するための従業員向け研修や調度品等購入

札幌市長

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者の氏名 印  
電 話 番 号  
( 担当者氏名 )

札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業  
補助金交付申請書

札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業について、補助金の交付を受けたいので、札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助対象事業者名

2 補助対象施設名

3 補助対象事業

- (1) 施設コンサルティング事業の補助を申請する
- (2) 施設コンサルティング事業の結果を受け、以下の補助を申請する  
(○を付けた事業の補助を申請。複数選択可。)

ハード整備事業		→	客室増改築	
ソフト整備事業			フロア増改築	
			エントランス増改築	
			その他	

4 交付申請額 金 円

札幌第 号  
平成 年 月 日

様

札幌市長

**札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業  
補助金交付決定通知書**

平成 年 月 日付で交付申請のあった札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業補助金交付申請については、次のとおり決定しましたので、札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

1 補助対象事業者名

2 補助対象事業

3 交付申請額 金 円

4 交付決定額 金 円

5 その他

補助金は事業終了後、確定された金額を請求により交付する。請求の際には本書の写しを添付すること。

様式第 3 号

札幌第 号  
平成 年 月 日

様

札幌市長

**札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業  
補助金不交付決定通知書**

平成 年 月 日付で交付申請のあった札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業補助金交付申請について、札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、交付しないことに決定しましたので通知します。

1 不交付の理由

様式第 4 号

平成 年 月 日

札幌市長

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者の氏名  
電 話 番 号

印

**札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業  
補助対象事業（変更・中止・廃止）承認申請書**

平成 年 月 日付札幌第 号により交付決定のあった次の事業について、次のとおり（変更・中止・廃止）したいので、札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業者名
  
- 2 （変更・中止・廃止）の理由
  
- 3 （変更・中止）の内容
  
- 4 変更後交付申請額 ※変更の場合  
  
金 円
  
- 5 添付書類 ※変更の場合
  - (1) 変更後の補助対象事業に係る事業計画書
  - (2) 変更後の補助対象経費に係る見積書等
  - (3) その他、参考となる書類

札幌第 号  
平成 年 月 日

様

札幌市長

**札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業  
補助対象事業（変更・中止・廃止）承認通知書**

平成 年 月 日付であった札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業に係る（変更・中止・廃止）承認申請については、次のとおり承認いたしましたので、札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

- 1 補助対象事業者名
  
- 2 （変更・中止・廃止）の内容
  
- 3 変更後交付申請額 ※変更の場合  
  
金 円
  
- 4 変更後交付決定額 ※変更の場合  
  
金 円

5 その他

補助金は事業終了後、確定された金額を請求により交付する。請求の際には本書の写しを添付すること。

なお、変更前の「交付決定通知書」の写しの添付は不要。

様式第 6 号

札幌第 号  
平成 年 月 日

様

札幌市長

**札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業  
補助金交付決定取消通知書**

札幌第 号 平成 年 月 日付で通知した札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業補助金交付決定については、札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により取り消しましたので通知します。

- 1 補助対象事業者名
- 2 取り消した事業
- 3 取り消した理由

札幌市長

報告者 住 所  
商号又は名称  
代表者の氏名  
電 話 番 号

印

**札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業  
補助金事業実績報告書**

札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 1 補助対象事業の交付決定額及びその精算額  
交付決定額 金 円  
精 算 額 金 円
  
- 2 補助対象事業の実施期間  
事業開始日 平成 年 月 日  
事業完了日 平成 年 月 日
  
- 3 添付書類
  - (1) 施設コンサルティング事業
    - ア コンサルタントによる指導及び助言内容
    - イ アに基づく今後の施設の富裕層受入の方針及び計画
  - (2) ハード整備事業
    - ア 工事請負契約書の写し
    - イ 工事完了前後の写真
    - ウ 工事を行った者の工事完了証明書（様式第 8 号）
    - エ 工事代金領収書又は請求書の写し（内容明細のわかるもの）
    - オ その他市長が必要と認める書類
  - (3) ソフト整備事業
    - ア 実施結果の報告書
    - イ 実施結果に基づく今後の施設の富裕層受入の方針及び計画



札幌市長

報告者 住 所  
商号又は名称  
代表者の氏名  
電 話 番 号

印

札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業  
状況報告書

1 補助対象事業

(1) 補助対象施設名

(2) 補助対象事業の実施年度 平成 年度

(3) 補助対象事業の内容

2 補助対象事業の効果（別紙も可）

	平成 年度
富裕層受入数 (組・人)	
受入れた富裕層の国籍	
富裕層受入による効果 (売上、宿泊客からの声など)	
その他富裕層誘致・受入に関わる取組	

札幌第 号  
平成 年 月 日

様

札幌市長

札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業  
補助金確定通知書

平成 年 月 日付で実績報告のあった補助対象事業については、次のとおり補助金の額を確定しましたので、札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により通知します。

- 1 補助対象事業者名
- 2 確定額内訳

内 訳	交付決定額	確 定 額	増 減
補助対象経費	円	円	円
補 助 金	円	円	円

様式第 11 号

札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業補助金交付請求書

(あて先) 札幌市長

札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業補助金交付要綱第 11 条第 2 項に基づき、下記のとおり補助金の請求をします。

記

名称・摘要	数量	単価	金額
札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業補助金	一式		
(交付決定番号 第 号)			

請求年月日

平成 年 月 日

合計請求金額

円

郵便番号 〒	請求印
住所	
氏名	
電話番号	

捨印

下記の口座に振り込んでください。

振込先金融機関		預金種目	口座番号
(金融機関名称)	(本・支店名)	1 普通	
		2 当座	
		9 別段	

請求印は、補助金交付申請書に使用した印鑑で押してください（申請者が法人の時は必ず代表印を押してください）。

様式第 12 号

平成 年 月 日

札幌市長

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者の氏名  
電 話 番 号

印

**札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業  
財産処分承認申請書**

札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業に係る補助対象事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業補助金交付要綱第 12 条第 2 項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

札幌第 号  
平成 年 月 日

様

札幌市長

**札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業  
補助金返還通知書**

平成 年 月 日付札幌第 号で交付した札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業の補助金について、札幌市宿泊施設富裕層受入環境整備補助事業補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定により、次のとおり返還されるよう通知します。

1 返還金

円

2 返還期限

平成 年 月 日

3 返還が必要な理由

様式第 14 号

富裕層受入環境整備事業計画書

1 事業者の概要

事業者名	(ふりがな)		
住所			
代表者		資本金又は出資金	
業種		従業員数	
売上高			
連絡先	【電話】	【FAX】	
	【E-mail】		
	【担当者】		

2 施設の概要

施設名			
建物所在地			
構造		建築年月日	
床面積	宿泊施設部分(a)	宿泊施設部分以外(b)	合計(a+b)

3 補助対象施設の富裕層受入に係る取組（別紙も可）

富裕層受入実績	年間受入数： 人（ 組） 受入客の国籍：
富裕層受入の課題	
課題解決の方針	
今後の富裕層受入目標	年間富裕層受入数（組・人）、受入客の国籍等
その他、独自に取り組んでいく富裕層誘致・受入の取組	

様式第 15 号

ハード整備事業計画書

1 事業者の概要

事業者名	(ふりがな)
住所	
連絡先	【電話】 【E-mail】 【担当者】
	【FAX】

2 補助対象事業の内容

改築内容	客室改築・フロア改築・エントランス改築・その他
( 詳細 )	
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
事業経費	

3 資金調達計画

事業経費	資金内訳		
	補助金	自己資金	借入金等
			※借入先、返済計画等が分かる資料を添付

4 事業実施スケジュール

事業完了までのスケジュールが分かる行程表等を添付

(1/2 頁)

5 施設における今後の富裕層誘致・受入に関する取組（別紙可）

<p>富裕層受入 の施設整備 の課題</p>	
<p>課題解決の 方針</p>	
<p>改築内容の 詳細</p>	
<p>改築により 期待する効 果</p>	
<p>今後の富裕 層受入目標</p>	<p>年間富裕層受入数（組・人）、受入客の国籍等</p>
<p>その他、独自 に取り組ん でいく富裕 層誘致・受入 の取組</p>	

様式第 16 号

ソフト整備事業計画書

1 事業者の概要

事業者名	(ふりがな)
住所	
連絡先	【電話】
	【E-mail】
	【担当者】

2 施設におけるソフト整備の取組について（別紙可）

富裕層受入 における従 業員サービ スの課題	
研修等実施 により期待 する効果	
今後の富裕 層受入目標	
その他、独自 に取り組ん でいく富裕 層誘致・受入 の取組	